



# 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画 の中間案等について

---

# 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（中間案）の概要について

## 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（中間案）の概要について

位置づけ	新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画	根拠法 / 省庁	新型インフルエンザ等対策特別措置法 / 内閣感染症危機管理統括庁
目的	① <b>感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命および健康を保護する。</b> ② <b>県民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。</b>	参考とする国の指針、計画等	新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日 閣議決定）
主な記載内容	・新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画 ・ <b>各対策項目における発生段階ごとの対策の内容を具体的に示す</b>	対象となる感染症	<b>新型インフルエンザ等</b> （新型インフルエンザ、指定感染症、新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る））≠新興感染症

## 対策の実施に関する基本的な考え方

### <平時の準備の充実>

- 国や市町等の関係機関間において、**平時からより実効性のある訓練を定期的に実施**し、不断に点検・改善

### <有事のシナリオの考え方>

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定**して対策を整理
- 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等に応じて、感染拡大と社会経済活動のバランスをふまえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

### <時間軸の区分け・対策項目の充実>

- 全体を**3期（準備期、初動期、対応期）の発生段階に分けて**記載するとともに、**6項目だった対策項目を13項目に拡充**し、内容を精緻化（↓構成参照）

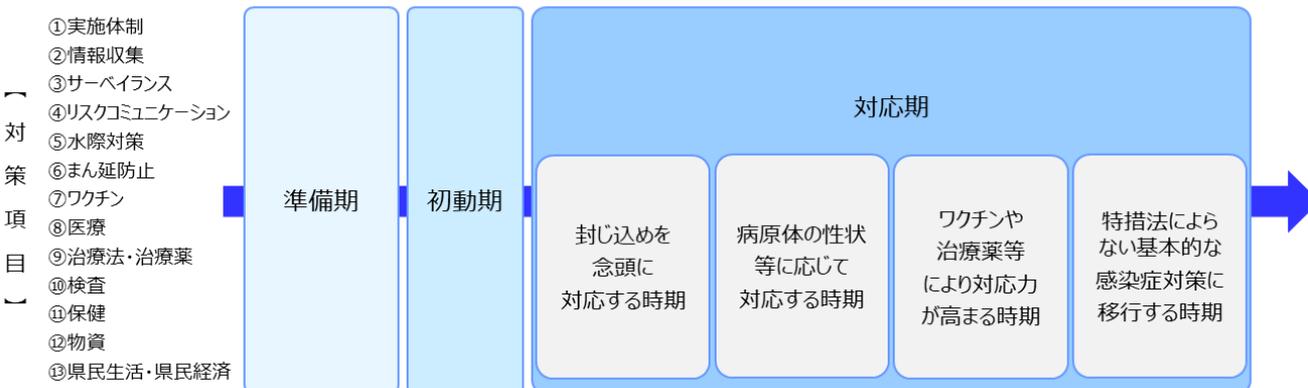
### <県の役割>

- 特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し**的確な判断が求められること**から、**医療機関との医療措置協定等の締結等により、医療提供体制、保健所、検査および宿泊療養等について平時から計画的に準備を行うとともに、有事の際には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行**

## 県行動計画の構成について

- 時間軸の区分けや対策項目の種別等に係る基本的な考え方については、政府行動計画に準じた構成とし、政府行動計画の対策内容を県としての記載に整理。

【時間軸】



- 加えて、県独自の取組や県が踏み込んで具体的に記載できる内容を追記。

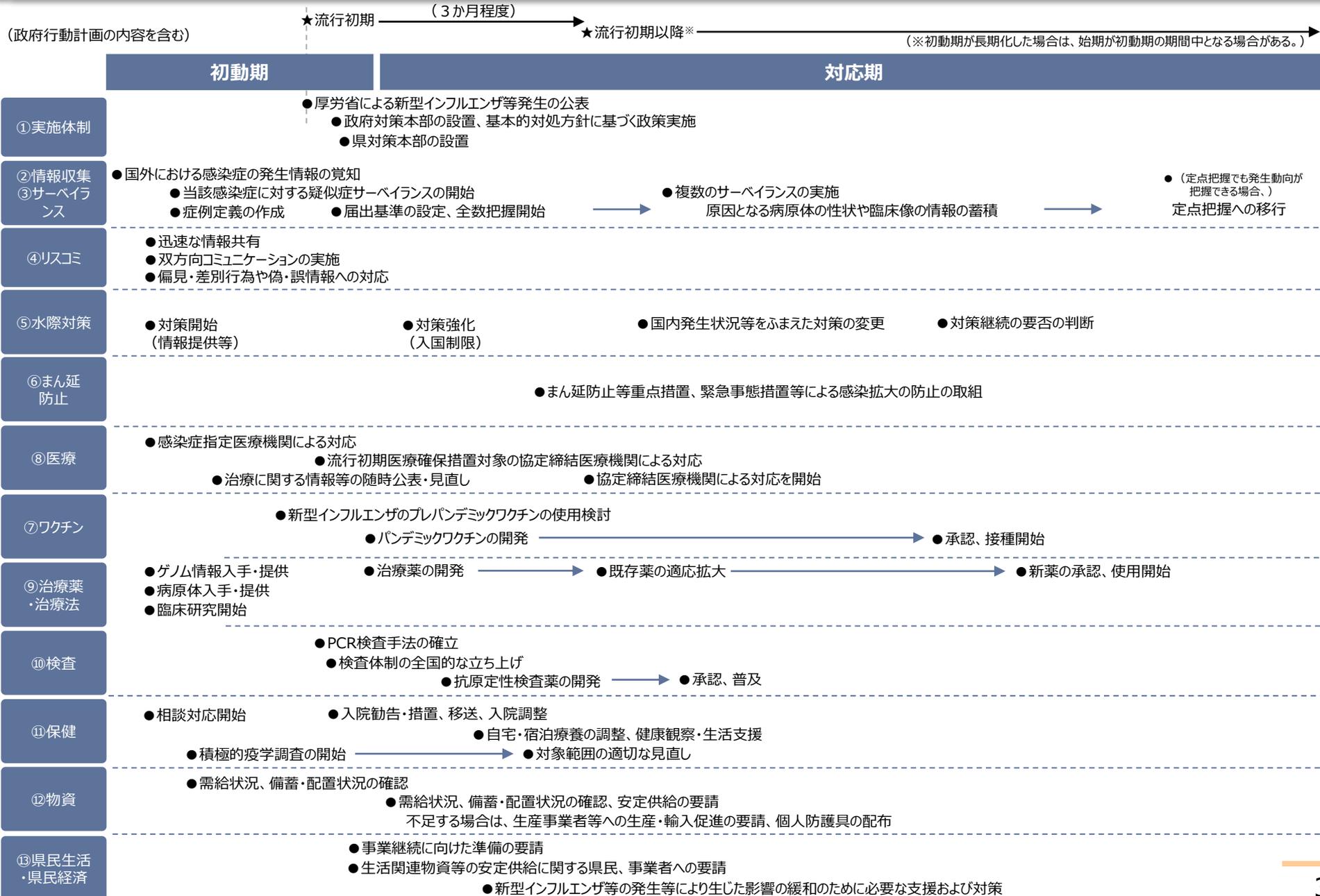
### <記載例>

P.14 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

本県において、「特に重点的に取り組む内容については、新型コロナウイルス感染症対応における「みえコロナガード（MCG）」をふまえ、感染状況や病原体の性状等に応じてとりまとめを行い、県民にわかりやすく周知を行う」旨を記載

# 【参考】1 3項目別の主な対応（イメージ）

(注1) 感染症発生の情報覚知以降の対策の選択肢を時系列に大まかに示すものであり、病原体の性状等により各対策は前後し得る  
 (注2) ワクチンや治療薬の普及や変異株の流行等の状況の変化に伴い、対策の縮小・再強化を行う  
 (注3) 海外で疑わしい感染症が発生し、初期期はごく短期となり、国内での実際の患者発生は対応期となるケースを想定



# 対策項目① 実施体制

## 県行動計画のポイント

- ・ 平時から、国、JIHS、市町、指定（地方）公共機関および医療機関等の関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等を進め、さまざまな主体間での連携体制を強化
- ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる専門職、事務職員等の訓練や養成等を推進
- ・ 初動期の段階で、有事の体制を強化し、国やJIHS、市町等と緊密に連携しながら対策を実施
- ・ 県は、必要に応じて感染症法や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく総合調整や指示を行いながら、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施

### 県独自 海外等で新型インフルエンザ等が発生し、本県への影響が差し迫っている場合に、緊急的に協議を実施する旨記載（初動期）

- メンバー：医師会の代表者、病院協会の代表者、感染症の専門家、三重県 等
- 開催のタイミング：海外等で新興感染症が発生し、本県への影響が差し迫っている場合
- 協議内容：情報の集約、共有および分析を行うとともに、協定に基づく医療提供体制や検査の実施体制をはじめとする県の初動対処方針

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関の役割を整理するとともに、<b>指揮命令系統等の確認、それぞれの役割を実現するための人材の育成や人員の調整</b>、縮小可能な業務の整理等を行う</li> <li>・ <b>研修や訓練を通じた課題の発見・改善、練度の向上等</b>を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて<b>関係機関間の連携を強化</b>する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて、<b>海外等で新型インフルエンザ等が発生し、本県への影響が差し迫っている場合に、緊急的に感染症の専門家等との協議を実施</b>する</li> <li>・ 三重県新型インフルエンザ等対策本部等の有事の体制を立ち上げ、<b>初動期における各対策を迅速に実施</b>する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>中長期の対応も想定し</b>、特措法によらない感染症対策に移行するまでの期間において、<b>持続可能な体制</b>とする</li> <li>・ <b>感染症危機の状況ならびに県民生活および県民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直し</b></li> </ul>
<p>①県行動計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特措法の規定に基づき、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いた上で、必要に応じて県計画を見直し。</li> </ul> <p>②実践的な訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町、指定（地方）公共機関および医療機関は、国とも連携の上、<b>有事に備えた実践的な訓練</b>を実施</li> </ul> <p>③県等の体制整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事に強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保、全庁的な応援体制の整備および有事においても維持すべき業務の継続のため、業務継続計画の改定等を推進</li> <li>・ 「三重県新型インフルエンザ等対策連絡会議」において、県庁内における情報共有や有事の際の対応体制を整備</li> </ul> <p>④国や市町等の関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から関係機関間において<b>情報共有や連携訓練を実施</b></li> </ul>	<p>①新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内外において発生の疑いがある場合には、関係者間で情報共有を行うとともに、必要に応じて国に情報提供</li> <li>・ 情報収集・分析を強化し、速やかにリスク評価を行い、その結果を共有</li> <li>・ <b>海外等で新型インフルエンザ等が発生し、本県への影響が差し迫っている場合に、県独自に緊急的に協議を実施</b></li> </ul> <p>②新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生について、関係部局や関係団体、関係機関間で情報共有</li> <li>・ 政府対策本部の設置後、<b>直ちに三重県新型インフルエンザ等対策本部等の有事の体制を立ち上げる</b>とともに、政府対策本部が定める<b>基本的対処方針をふまえ、三重県の対応方針を決定</b></li> <li>・ 必要に応じて部局内外から応援職員を召集の上、対策本部や保健所等に配置し、<b>新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築</b></li> </ul>	<p>①基本となる実施体制のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、保健所や地方衛生研究所等と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定めつつ、地域の実情に応じた適切な対策を実施</li> <li>・ 必要に応じて、県による総合調整・指示と、応援職員等の派遣や代行を実施</li> </ul> <p>②まん延防止等重点措置・緊急事態宣言等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要と認める場合に、政府対策本部長へのまん延防止等重点措置の公示等の要請、公示された場合の県民等への要請または命令</li> <li>・ 緊急事態宣言の適用時における県民等への要請または命令の実施</li> </ul>

# 対策項目② 情報収集・分析

## 県行動計画のポイント

- ・ **情報収集・分析体制を構築**し、関係機関・関係団体や感染症の専門家とのネットワークを形成、維持・向上させる
- ・ 臨床情報の収集にあたっては、**迅速な情報収集・分析**に向けて国およびJIHSを中心にDXの推進を進める
- ・ 社会経済活動との両立を見据え、感染症対策の判断に際しては、**感染症、医療の状況の包括的なリスク評価**を行うとともに、**県民生活および県民経済の状況を把握**する

準備期	初期期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連携強化を含む<b>県内外の情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制を整備</b>するとともに、<b>DXを推進</b>する</li> <li>・ <b>平時からの情報収集・分析</b>を行うとともに、<b>有事に収集・分析を強化</b>する情報や把握手段を整理する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該感染症の<b>リスク評価体制を確立</b>する</li> <li>・ <b>感染症、医療の包括的なリスク評価</b>や<b>県民生活および県民経済の状況の収集</b>を行う</li> <li>・ 得られた<b>情報や対策を保健所設置自治体や県民等に迅速に提供・共有</b>する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策の判断にあたっては、<b>感染症医療に関する包括的なリスク評価</b>に加え、<b>県民生活および県民経済に関する情報を収集し、考慮</b>する</li> <li>・ 得られた<b>情報や対策を保健所設置自治体や県民等に迅速に提供・共有</b>する</li> </ul>
<p>①実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国やJIHS、保健環境研究所との連携の下、<b>県内外の感染症情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制の整備</b></li> <li>・ 県内の関係機関・関係団体や感染症専門家等との<b>人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上</b></li> </ul> <p>②平時に行う情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>県内外の感染症の発生状況や感染症流行のリスクに関する情報等の収集・分析およびリスク評価</b></li> </ul> <p>③人員の確保・訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な背景の専門性を有する<b>感染症専門人材の育成、人員確保、活用および有事に向けた訓練の実施</b></li> </ul> <p>④DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>迅速な情報収集・分析に向けた、情報入力</b>の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等、国やJIHSを中心とした<b>DXの推進に係る取組状況を注視し、必要に応じて協力</b></li> </ul> <p>⑤情報漏えい等への対策実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の<b>対応手順の整理</b></li> </ul>	<p>①速やかなリスク評価体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>速やかな情報収集・分析体制の強化</b>および<b>当該感染症に対するリスク評価体制の確立</b></li> </ul> <p>②情報収集・分析に基づくリスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事の体制への移行判断に向けた、<b>感染症、公衆衛生・医療等の包括的なリスク評価</b></li> <li>・ 感染症危機の影響の早期分析に向けた、<b>県民生活および県民経済に関する情報の収集</b></li> </ul> <p>③リスク評価体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的なリスク評価の実施に向けた、<b>情報収集・分析体制の強化</b></li> </ul> <p>④リスク評価に基づく感染症対策の判断および実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価に基づく<b>感染症対策の迅速な判断および実施</b></li> </ul> <p>⑤情報収集・分析から得られた情報や対策の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内外からの<b>情報収集・分析から得られた情報や対策に関する保健所設置自治体や県民等への提供・共有</b></li> </ul>	<p>①実施体制の強化、見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかな情報収集、分析およびリスク評価に向けた、<b>情報収集・分析体制の強化</b></li> <li>・ 感染症危機の経過、状況の変化等をふまえた<b>情報収集・分析の方法や実施体制の検討、見直し</b></li> </ul> <p>②情報収集・分析に基づくリスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>国やJIHSを含む研究機関等の情報、周辺府県や県内での感染症危機の経過、状況の変化等をふまえた、包括的なリスク評価</b></li> <li>・ リスク評価に基づく<b>感染症対策の判断に際した、県民生活および県民経済に関する必要な情報の収集、考慮</b></li> </ul> <p>③リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討および実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価に基づき強化した<b>情報収集・分析体制による、情報収集・分析、リスク評価の実施</b></li> <li>・ <b>感染症危機が県民生活および県民経済等に及ぼす影響の把握</b></li> </ul> <p>④リスク評価に基づく感染症対策の判断および実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価に基づく<b>感染症対策の迅速な判断・実施</b></li> <li>・ 流行状況やリスク評価に基づく<b>柔軟かつ機動的な感染症対策の切り替え</b></li> </ul> <p>⑤情報収集・分析から得られた情報や対策の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内外からの<b>情報収集・分析から得られた情報や対策に関する保健所設置自治体や県民等への提供・共有</b></li> </ul>

# 対策項目③ サーベイランス

## 県行動計画のポイント

- 関係機関との連携強化を含む**感染症サーベイランスの実施体制の構築を推進**するとともに、国やJIHSを中心としたDXの推進にかかる取組状況を注視し、必要に応じて協力する
- 有事には速やかに**有事の感染症サーベイランスを開始**するとともに、**新型インフルエンザ等に対する疑似症サーベイランスを開始**するなど、**状況に応じた感染症サーベイランスを実施**する
- リスク評価に基づき、感染症サーベイランスを強化するなど、感染症の特徴および流行状況をふまえ、**柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える**

**県独自** 新型インフルエンザ等の発生を見据え、定点医療機関の協力のもと、陽性率等も同時に評価できる急性呼吸器感染症サーベイランスを実施する（**準備期～対応期**）

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症サーベイランスの実施体制を構築するとともに、国やJIHSを中心としたDXの推進にかかる取組状況を注視し、必要に応じて協力する</li> <li>陽性率等を同時に把握できる急性呼吸器サーベイランスをはじめ、平時からの感染症サーベイランスを実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備期からの感染症サーベイランスの継続に加えて、国の方針をふまえ、<b>有事の感染症サーベイランスや新型インフルエンザ等に対する疑似症サーベイランスを開始</b>する</li> <li>リスク評価に基づき<b>感染症サーベイランス体制を強化等の必要性を評価</b>する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備し、流行状況に応じた感染症サーベイランスを実施</b>する</li> <li><b>新型インフルエンザ等の発生状況に応じて実施体制を見直し、適切な感染症サーベイランスの実施体制に移行</b>する</li> </ul>
<p>①実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平時からの<b>感染症サーベイランスの実施体制の構築</b></li> <li>保健所設置自治体への感染症サーベイランスに係る<b>技術的な指導および支援や人材育成、訓練の実施</b></li> </ul> <p>②平時から行うサーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体における急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスを含む<b>感染症発生動向調査</b>による外来、入院患者の発生動向等の把握</li> <li>保健所設置自治体における家きんや豚および野生動物のインフルエンザウイルスの保有状況の把握、関係者間での情報共有体制の整備</li> <li>国が実施する訓練を通じた疑似症サーベイランスによる<b>新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟、感染症サーベイランスシステムの管理および改善</b></li> </ul> <p>③人材育成および研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>有事に必要となる人員規模を検討した上での研修の実施</b></li> </ul> <p>④DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子カルテと発生届の連携の検討を進めるなどの国やJIHSを中心とした<b>DXの推進</b>にかかる取組状況を注視し、必要に応じて協力するとともに、保健所における<b>感染症対策業務</b>を中心にDXの推進を実施</li> </ul> <p>⑤分析結果の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国やJIHSから提供される分析結果の正確な情報を、県民等にわかりやすく提供・共有</li> </ul>	<p>①有事の体制への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期段階のリスク評価に基づく<b>国の有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行の判断</b>をふまえ、<b>県は、有事における感染症サーベイランスの実施体制を整備</b></li> </ul> <p>②有事の感染症サーベイランスの開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準備期から実施するサーベイランスに加え、国の方針をふまえ、<b>当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始</b></li> <li>感染症の特徴や病原体の性状等の必要な知見を得るため、重症者数の収集や病原体ゲノムサーベイランスを行うなどの<b>有事の感染症サーベイランスを開始</b></li> </ul> <p>③リスク評価に基づく実施体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の特徴や病原体の性状の分析、これらをふまえた<b>初期段階でのリスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化等の必要性の評価</b></li> </ul> <p>④リスク評価に基づく感染症対策の判断および実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期段階での<b>リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断・実施</b></li> </ul> <p>⑤感染症サーベイランスから得られた情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症発生状況等の得られた<b>情報を県民等へ迅速に提供・共有</b></li> </ul>	<p>①実施体制の整備、見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク評価に基づく<b>有事の感染症サーベイランスの実施体制の整備</b></li> <li>新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、国の動向もふまえて、<b>適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直し</b></li> </ul> <p>②有事の感染症サーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国が実施する感染症サーベイランスに加え、地域の発生動向等に応じ、独自に判断して<b>感染症サーベイランスを実施</b></li> </ul> <p>③リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討および実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>リスク評価に基づくサーベイランスの強化や重点化、効率化の必要性の評価、必要な対応の実施・見直し</b></li> </ul> <p>④リスク評価に基づく感染症対策の判断および実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断・実施</b></li> <li><b>流行状況やリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切替え</b></li> </ul> <p>⑤感染症サーベイランスから得られた情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症発生状況等の得られた<b>情報を関係機関へ共有、県民等へ迅速に提供・共有</b></li> </ul>

# 対策項目④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

## 県行動計画のポイント

- ・ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれ
- ・ 感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、県民等が適切に判断・行動
- ・ 平時から、感染症等に関する普及啓発、リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理

### 県独自

- ・ 県民向けに公開講座を開催するなど、感染症に係る偏見や差別の克服のための啓発活動の実施することを具体化し記載 **(準備期)**
- ・ 患者発生時の公表に係る対応やその他情報提供の方法について、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める旨記載 **(準備期)**
- ・ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応として、新型インフルエンザ等にかかる人権相談窓口の開設のほか、誹謗中傷、プライバシーに関する情報の無断掲示、風評被害が懸念される情報拡散、不当な差別、偏見等の防止に向けて、テレビやラジオ、新聞をはじめとする各種広報媒体や商業施設、学校等において正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけるなど広報啓発活動を行う等を記載 **(初動期)**
- ・ 迅速かつ一体的な情報提供・共有として、デジタルツールの活用のほか、掲示板等の県が保有する設備の活用や、「県多言語情報提供ホームページ」(MieInfo) で外国住民に行政情報や生活に必要な情報を多言語で提供すること等を記載 **(対応期)**

準備期	初動期	対応期
感染症対策について県民等が適切に判断・行動できるよう <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症危機に対する理解を深める</li> <li>・ リスコミの在り方の整理・体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大に備えて、科学的根拠等に基づく正確な情報を県民等に的確に提供・共有し、準備を促す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民等の関心事項等をふまえて、対策に対する理解を深め、<b>リスク低減のパートナー</b>として、<b>適切な行動</b>につながるよう促す</li> </ul>
①発生前における県民等への情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) <b>感染症に関する情報提供・共有</b> ※有用な情報源として<b>認知度・信頼度向上</b></li> <li>ii) <b>偏見・差別等</b>に関する啓発</li> <li>iii) <b>偽・誤情報</b>に関する啓発</li> </ul> ②発生時における情報提供・共有体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民等が必要な情報を入手できるよう、<b>高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮</b>をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法を整理</li> <li>・ ワンボイスでの情報提供・共有を行う体制整備・方法等の整理</li> <li>・ 市町や医療機関、県医師会をはじめとした医療関係団体やその他業界団体等との間の双方向の情報提供・共有の在り方の整理</li> </ul> </li> <li>ii) <b>双方向のコミュニケーション</b>の体制整備・取組の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>受取手の反応や必要としている情報</b>を把握し、さらなる情報提供・共有にいかす方法等の整理、体制整備</li> <li>・ 県民等からの相談に応じるため、保健所設置市とも連携の上、コールセンター等設置の準備</li> <li>・ リスコミの研究、職員に対する研修を通じた手法の充実・改善</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①迅速かつ一体的な情報提供・共有                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用</li> <li>・ <b>行動変容等に資する啓発・メッセージ</b></li> <li>・ <b>高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮</b>をしつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有</li> <li>・ 関係機関の情報を集約し、総覧できるウェブサイトを設置</li> <li>・ JIHSによる科学的知見等のわかりやすい情報提供・共有</li> <li>・ 地方公共団体・業界団体等との間の双方向の情報提供・共有</li> </ul> </li> <li>②双方向のコミュニケーションの実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNSの動向把握等を通じて<b>受取手の反応や関心を把握</b></li> <li>・ <b>相談対応のQ&amp;A等の作成</b></li> <li>・ コールセンターの設置、寄せられた質問事項等から、県民等の関心事項等を整理し、Q&amp;A等に反映する</li> </ul> </li> <li>③<b>偏見・差別等や偽・誤情報への対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偏見・差別等は許されるものではないこと等について適切に情報提供・共有できるよう、新型インフルエンザ等にかかる人権相談窓口の開設や、不当な差別や偏見等に向けた各種広報媒体や商業施設、学校等での正しい情報に基づいた冷静な行動の呼びかけを実施</li> <li>・ 偽・誤情報の拡散状況等を<b>モニタリング</b>し、その状況をふまえて、<b>科学的知見等に基づく情報を提供・共有</b></li> </ul> </li> </ul>	左記の対応に加えて、下記の対応を実施する (病原体の性状等が明らかになった状況に応じた対応) <ul style="list-style-type: none"> <li>①封じ込めを念頭に対応する時期                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状について<b>限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明</b></li> </ul> </li> <li>②病原体の性状等に応じて対応する時期                             <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 病原体の性状等をふまえたリスク評価に基づく対策の説明                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大防止措置等が見直される場合、<b>従前からの変更点や変更理由等を含め、わかりやすく説明</b></li> </ul> </li> <li>ii) 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>特に影響の大きい年齢層に対し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーション</b>を行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る</li> </ul> </li> <li>iii) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>平時への移行に伴い留意すべき点</b>(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、<b>丁寧に情報提供・共有</b>を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層があることが考えられるため、<b>可能な限り双方向のリスクコミュニケーション</b>を行う</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

# 対策項目⑤ 水際対策

## 県行動計画のポイント

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、平時から水際対策に係る体制整備や研修および訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な体制の整備を行うことにより、円滑かつ迅速な水際対策を講じる
- 県は、県内の医療提供体制への影響を最小限に抑えるため、検疫所や医療機関と連携して必要な対応を行う
- 渡航者等に対し、情報提供・注意喚起を行うとともに、国が実施する水際対策の強化、緩和または中止をふまえ、情報提供・注意喚起の内容を順次見直す

**県独自** 検疫所が検疫法に基づき帰国した県民に対して隔離や停留等の措置を実施する際、県が確保した宿泊施設における停留等の実施に必要なに応じて協力する旨記載（初動期）

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>有事の際に円滑かつ迅速な水際対策を講じるため、平時から、<b>水際対策に係る体制整備や研修、訓練を行い、水際対策に必要な体制の整備</b>を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、迅速に水際対策の内容を検討・実施することにより、<b>国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ</b>、国内の医療提供体制等の確保等の<b>感染症への対策に対する準備を行う時間を確保する</b></li> <li>県は、県内の医療機関への影響を最小限に抑えるため、<b>検疫所や医療機関と連携して、必要な協力</b>を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等をふまえ、<b>県民生活および社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化または緩和を検討し、実施する</b></li> <li>県は、<b>初動期に引き続き</b>、県内の医療提供体制への影響を最小限に抑えるため、<b>検疫所や医療機関と連携して必要な対応</b>を行う</li> </ul>
<p>①検疫所等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検疫所が検疫法の規定に基づき医療機関と協定を締結するにあたり、県は必要に応じて協力</li> <li>有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から検疫所や医療機関との連携を強化</li> </ul>	<p>①新型インフルエンザ等の発生期初期の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、国が実施する検疫措置について情報を収集</li> </ul> <p>②検疫措置の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体は、検疫所長からの通知をふまえ、<b>検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されない者について、検疫所等と連携の上、健康監視等を行うとともに、健康状態に異常を確認した場合は、検疫所等と連携の上、必要な防疫措置等を実施する</b></li> </ul> <p>③関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検疫所による隔離や停留等の措置の実施にあたり、協定を締結している医療機関への隔離等や、県が確保した宿泊施設での停留等の実施が想定される場合は、<b>必要に応じて入院調整等に協力</b></li> </ul> <p>④在外邦人支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、発生国に留学する邦人や出国予定者に対し、感染予防のための注意喚起や、国から提供・共有された新型インフルエンザ等の感染状況等について情報提供を実施</li> </ul>	<p>①所要の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>状況の変化をふまえつつ、<b>初動期の対応を継続</b></li> <li>保健所設置自治体において、業務がひっ迫する場合は、感染症法の規定に基づき、当該自治体に代わって健康監視の事務を代行するよう、厚生労働大臣に対し要請</li> </ul> <p>②水際対策の方針の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国が実施する水際対策の強化、緩和または中止をふまえ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直し</li> </ul>

# 対策項目⑥ まん延防止

## 県行動計画のポイント

- 適切な医療の提供と併せてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制
- 病原体の性状の変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本的方針を柔軟かつ機動的に切り替える考え方を提示
- 必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置を含めた強度の高いまん延防止対策を行う場合の勘案事項を整理

**県独自** 県民への働きかけの手段として、「アラートとして呼びかける」ことなどを具体化して記載（対応期）

準備期～初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>（準備期）有事に備え、まん延防止対策の実施時に考慮すべき指標等の検討や県民・事業者等の理解の増進を図る</li> <li>（初動期）感染症法・特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大のスピードやピークを抑制することで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命や健康を守る</li> <li>準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果と影響とを総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、県民生活および社会経済活動への影響の軽減を図る</li> </ul>
<p>（準備期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①対策実施時に考慮する指標・データの検討</li> <li>指標やデータの内容や取得方法、取得時期を整理</li> <li>②有事のまん延防止対策強化に向けた県民や事業者の理解促進</li> <li>県民一人ひとりの感染対策への協力の重要性</li> <li>基本的な感染対策や発症が疑わしい時の対応</li> <li>不要不急の外出自粛や休業要請等の意義</li> </ul> <p>（初動期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①県内でのまん延防止対策実施の準備</li> <li>感染症法に基づく対応準備             <ul style="list-style-type: none"> <li>患者：入院勧告・措置</li> <li>濃厚接触者：外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導</li> </ul> </li> <li>検疫所から提供される、感染が疑われる入国者の情報について、相互連携・有効活用</li> <li>市町や指定（地方）公共機関に対し、業務継続計画（BCP）等に基づく対応準備を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①まん延防止対策として実施する措置の選択肢             <ul style="list-style-type: none"> <li>患者や濃厚接触者：感染症法に基づく措置（入院勧告・措置や外出自粛要請等）や病原体の性状に応じた対策（積極的疫学調査等による感染源の推定等）</li> <li>住民：基本的な感染対策の勧奨、感染リスクが高い場所への外出自粛、時短対象施設の時間外利用自粛※1、生活維持に必要な場合を除いたみだりな外出の自粛※2等</li> <li>事業者や学校：感染リスクの高まる業態・場所等について、営業時間変更※1、施設の使用制限※2、休業等の要請※2等</li> </ul> </li> <li>②時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方             <ul style="list-style-type: none"> <li>封じ込めを念頭に対応する時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>医療資源に限界があることや効果的な治療法・ワクチンが存在しないこと等をふまえ、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の検討を含め、封じ込めを念頭に強度の高い対策を講じる</li> </ul> </li> <li>病原体の性状等に応じて対応する時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>病原性・感染性等に基づくリスクに応じて、実施する対策の強度を適切に選択し、医療のひっ迫の回避を図る</li> <li>医療の提供に支障が生じるおそれがあるなどの場合には、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等を行うことを検討</li> <li>子どもや若者、高齢者等、特定のグループのリスクが高い場合は、そのグループへの重点的な対策を検討</li> </ul> </li> <li>ワクチン・治療薬等により対応力が向上する時期～特措法によらない基本的な感染症対策への移行期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>③まん延防止等重点措置・緊急事態措置の実施の検討             <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、感染症の特徴、地域の感染状況や医療ひっ迫状況等に基づくリスク評価に基づき、医療の提供に支障が生じないよう措置の実施を国に対して要請するか検討</li> <li>国は、対策の効果と国民生活・社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、対象地域・期間・業態等を判断する</li> <li>封じ込めを念頭に対応する時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒科学的知見の集積が不十分であっても、そのことを県民・事業者に対して共有しつつ、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の検討を含め、封じ込めを念頭に強度の高い対策を講じる</li> </ul> </li> <li>病原体の性状等に応じて対応する時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒科学的知見や社会経済活動に関する状況等をふまえ、措置の対象を限定し措置を講じる</li> </ul> </li> <li>ワクチン・治療薬により対応力が向上する時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒対策の長期化による県民生活・社会経済活動への影響をより重視する</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

※1：まん延防止等重点措置  
※2：緊急事態措置

# 対策項目⑦ ワクチン

## 県行動計画のポイント

- 国およびJIHSは、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究機関の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行い、大学等の研究機関を支援する
- 市町または県は、予防接種事務のデジタル化により国が整備するDX基盤を活用し、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行う。有事において準備期に計画した接種体制等を活用し、必要量のワクチンを確保の上、速やかな予防接種へとつなげる
- ワクチンに関し、科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、県民の理解を促進する

- 県独自**
- 県が必要に応じて県営集団接種会場等における大規模接種の実施を検討する旨記載 **(対応期)**
  - ワクチン接種後の副反応を疑う症状について、かかりつけ医など身近な医療機関における対応が困難な症状であった場合に、接種を受けた者が専門的な医療機関を円滑に受診できるよう、必要に応じて、専門的医療機関による診療体制を構築する旨記載 **(対応期)**
  - ワクチン接種や予防接種後の副反応を疑う症状等に関する県民からの相談に対応できるようコールセンターを設置するとともに、ワクチン接種を行う医師やかかりつけ医からの副反応に関する医学的な相談等に対応する電話による専門相談体制の整備する旨記載 **(対応期)**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、<b>国や県および市町のほか、医療機関や事業者等と共に、必要な準備</b>を行う</li> <li>ワクチンに関する情報提供や<b>DX等取組を推進</b>する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>準備期から計画した接種体制等を活用し、必要量のワクチンを確保の上、速やかな予防接種へとつなげる</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ準備期に計画した供給体制および接種体制に基づき、必要量のワクチンを確保の上、<b>予防接種を実施</b>する</li> <li>予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、ワクチン接種に関するリスコミを行う</li> </ul>
<p>①研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国およびJIHSは、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究機関の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行い、大学等の研究機関を支援</li> </ul> <p>②ワクチンの供給体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、国からの要請に基づき、市町、県医師会、県卸売販売者団体等の関係者と協議の上、在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制など、ワクチンの供給体制を整備</li> </ul> <p>③接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国における接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等についての整理をふまえ、<b>市町または県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から実施</b>するとともに、特定接種や住民接種の体制を整備</li> </ul> <p>④情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>ワクチンに関する基本的な知識</b>についてホームページ、SNS等を通じて情報提供を行い、<b>県民の理解を促進</b></li> </ul> <p>⑤DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>予防接種事務のデジタル化</b>により国が整備するDX基盤を活用し、迅速かつ正確に接種記録等を管理</li> </ul>	<p>①接種体制</p> <p>i) <b>関係機関・団体への早期の情報提供・共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町および県は、国が示す接種の優先順位やワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について、<b>関係機関・団体への情報提供・共有を早期に行う</b>よう努める</li> </ul> <p>ii) <b>接種体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築</b></li> <li>国による大規模接種会場の設置や職域接種等の実施にかかる検討状況について情報収集</li> </ul>	<p>①ワクチンや接種に必要な資材の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な供給の管理</li> <li>ワクチン等の流通体制の構築</li> <li>ワクチンの納入量等に係る早期の情報提供・共有</li> </ul> <p>②接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>初動期に構築した接種体制に基づき接種を進める</b></li> <li>流行株の変異に留意し、国による追加接種の必要性の判断も含め、継続的な接種体制の整備に努める</li> </ul> <p>③副反応疑い報告等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国による適切な安全対策や国民等への適切な情報提供・共有をふまえ、県は、副反応疑い報告等が適切に行われるよう、市町と連携して医療機関等へ周知</li> <li>ワクチン接種後の副反応を疑う症状について、かかりつけ医など身近な医療機関における対応が困難な症状であった場合に、<b>接種を受けた者が専門的な医療機関を円滑に受診できるよう、必要に応じて、専門的医療機関による診療体制を構築</b></li> </ul> <p>④情報提供・共有、リスコミュニケーション等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発</b>を行うとともに、国から提供される使用ワクチンの種類、有効性および安全性等、県民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、適切な発信に努める</li> <li>ワクチン接種や予防接種後の副反応を疑う症状等に関する県民からの相談に対応できるよう<b>コールセンターを設置</b>するとともに、<b>ワクチン接種を行う医師やかかりつけ医からの副反応に関する医学的な相談等に対応する電話による専門相談体制の整備</b></li> </ul>

# 対策項目⑧ 医療

## 県行動計画のポイント

- 医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送るという目的を達成する上で不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる
- 感染症医療およびその他の通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療を滞りなく提供するために、平時から、予防計画および医療計画に基づく都道府県と医療機関の医療措置協定の締結等を通じて、有事に関係機関が連携して、感染症医療を提供できる体制を整備する。有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、県民の生命および健康を守る

**県独自** ・ 新興感染症の発生・まん延時等、保健所の移送能力を超える事態が発生した場合等に備え、県独自に協定締結を行うなど、消防機関や民間移送事業者との連携を強化。また県独自に看護人材の確保や感染対策研修の実施等に係る協定を締結するなど、三重県看護協会との連携を強化 **(準備期)**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関が有事に適切な対応を行えるように、平時から<b>予防計画および医療計画に基づく体制整備</b>、訓練や研修、連携協議会の活用等を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の情報収集および分析と地域への共有を行い、地域において<b>相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の情報収集および分析と地域への共有を継続し、地域の状況に応じて関係機関が連携の上、<b>新型インフルエンザ等の患者およびその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応</b>を行う。また、一部の地域の医療がひっ迫した場合や、準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合等にも機動的かつ柔軟に対応する</li> </ul>
<p>① 予防計画および医療計画に基づく医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、予防計画および医療計画で体制の目標値を設定し、<b>医療機関等との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する協定を締結</b></li> <li>また、県は、<b>民間宿泊事業者と宿泊施設の確保にかかる協定（検査等措置協定）を締結し</b>、受け入れる場合の運営の方法等について、事前に協議</li> <li>円滑に患者を移送できるよう、保健所の移送体制を整備するとともに、有事において移送能力を超える事態が発生した場合に備え、<b>県独自に消防機関や民間事業者等との協定を締結するなど、連携を強化</b></li> </ul> <p>② 研修や訓練による人材の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、医療機関等と協力し、研修や訓練の実施で<b>医療人材や感染症専門人材の育成を推進</b></li> </ul> <p>③ 施設や設備の充実等による対応能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>医療機関への施設整備および設備整備の支援</b>、各病院等におけるゾーニング等の確認</li> </ul> <p>④ 地域連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は<b>三重県感染症対策連携協議会等を活用し</b>医療機関、保健所、高齢者施設、消防機関等の連携強化と有事の対応を整理し確認</li> </ul> <p>⑤ 特別な配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、小児や妊産婦等、特別な配慮が必要な患者の受入れ医療機関の設定や病床の確保、連携等の体制確保、医療ひっ迫に備えた広域的な移送・搬送手段等について協議</li> </ul>	<p>① 新型インフルエンザ等感染症に関する知見の共有等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、国やJIHSから提供された感染症発生状況、感染症の特徴、症例定義を含む診断・治療に関する情報等を医療機関や医師会等の関係団体、保健所、消防機関、高齢者施設等に迅速に提供・共有</li> </ul> <p>② 医療提供体制の確保</p> <p>i) 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等が発生した旨の公表（感染症法上の位置づけ）まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は準備期において連携協議会等で整理した<b>患者による相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備（感染症指定医療機関における患者の受入体制の確保、相談センターの整備）</b></li> <li>県は住民等に対し<b>相談センターに相談するよう周知</b></li> <li><b>流行初期から対応を行う協定締結医療機関に対し、対応の準備に係る要請を実施</b></li> </ul> <p>ii) 流行初期（発生等の公表後約3ヶ月までを想定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症指定医療機関が対応するとともに、県は、<b>流行初期から対応を行う協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定に基づき、必要な医療を提供するよう要請し、当該医療機関も病床確保または発熱外来を実施</b></li> <li>県は、相談センターの強化や入院調整（必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使）および移送を実行。</li> </ul>	<p>① 新型インフルエンザ等に関する基本の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、国やJIHSから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に<b>迅速に共有</b></li> <li>初動期に対応した感染症指定医療機関および協定締結医療機関に加え、<b>流行初期以降に対応する協定締結医療機関は、準備期に県と締結した医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援または医療人材の派遣を実施</b></li> <li>県は、国が示した基準を参考にしつつ、地域の感染状況や医療のひっ迫状況をふまえ、<b>入院対象者の範囲や医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等の療養先振り分けの考え方を明確にした上で入院調整を実施</b></li> <li>県は<b>民間搬送事業者等と連携し</b>、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等間の移動手段を確保</li> <li>医療機関はG-MISへの入力を通じ、<b>確保病床数・稼働状況、外来ひっ迫状況、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況等を共有し</b>、県は状況に応じた支援を実施</li> <li>県は地域の医療提供体制や、相談センターおよび受診先となる発熱外来の一覧等を含め<b>医療機関への受診方法等について住民等に周知</b></li> </ul> <p>② 時期に応じた医療提供体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流行初期以降は、感染症指定医療機関および流行初期から対応を行う協定締結医療機関に加えて、地域の感染状況等に応じて、<b>対応する協定締結医療機関を拡大</b>。</li> <li>県は、病床使用率が高くなってきた場合には、<b>自宅等での療養の体制を強化し</b>、症状が回復した者について、<b>後方支援を行う協定締結医療機関への転院を実施</b></li> <li>必要に応じて、<b>医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して</b>、医療人材の派遣を要請</li> <li>県は、病原体の性状に応じ、特定のグループが重症化しやすい場合は、<b>高リスク者に重点的な医療提供体制を確保する</b></li> </ul> <p>③ 予防計画および医療計画における事前の想定と大きく異なる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常医療との両立をふまえながら、協定内容の機動的な変更等を実施</li> </ul> <p>④ 予防計画および医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は必要に応じて、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整、臨時的医療施設の設置、まん延防止の措置、重症度や緊急度に応じた医療提供等を実施</li> </ul>

# 対策項目⑨ 治療薬・治療法

## 県行動計画のポイント

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに有効な治療薬の確保および治療法を確立し、全国的に普及させることが重要
- ・ 国は、平時から重点感染症に対する感染症危機対応医薬品の研究開発を推進し、活用に至る一連のエコシステムの構築を支援する
- ・ 県は、抗インフルエンザ薬を計画的かつ安定的に備蓄する
- ・ 有事において、国およびJIHSは、平時に構築した体制を活用して基礎研究から臨床、薬事承認、生産、配分、流通管理、確保等の取組を進め、治療薬の公平な普及に努めるとともに、県はそれらの取組について、必要に応じて対応を行う

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、抗インフルエンザウイルス薬について、県内の全患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国およびJIHSが進める治療薬・治療法の研究開発の推進と迅速な承認から、生産、配分、流通管理等を含めた、一連の取組について、県としても必要に応じて対応を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速に有効な治療薬を開発、承認、確保し、治療法を確立するとともに、必要な患者に公平に普及させる</li> <li>・ 保健所設置自治体は、引き続き、国と連携し、治療薬の適切な流通管理を行う</li> </ul>
<p>①戦略的な治療薬・治療法の研究開発推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に必要なに応じて協力</li> <li>・ 国およびJIHSは、大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行い、大学等の研究機関を支援することから、県としても必要に応じて対応</li> </ul> <p>②治療薬・治療法の活用に向けた整備</p> <p>i) 医療機関等への情報提供・共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国およびJIHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認</li> </ul> <p>ii) 感染症危機対応医薬品等の備蓄および流通体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、抗インフルエンザ薬について、県内の全患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄</li> </ul>	<p>①治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国およびJIHSが示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有</li> <li>・ 保健所設置自治体は、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請</li> </ul> <p>②抗インフルエンザウイルス薬の備蓄把握、予防投与（新型インフルエンザの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行うとともに、今後予想される放出に備えて、医薬品の卸売業者等と必要な確認を実施</li> <li>・ 保健所設置自治体は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者や医療従事者等に、必要に応じて予防投与を行うよう要請</li> <li>・ 県は、医療機関や薬局、医薬品の卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導</li> </ul>	<p>①治療薬の流通管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所設置自治体は、引き続き、国と連携し、新型インフルエンザ等の治療薬の適切な使用を要請するとともに、流通状況を調査し、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正流通について周知する。</li> <li>・ 県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を実施</li> </ul> <p>②抗インフルエンザウイルス薬の備蓄および使用（新型インフルエンザの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定以下になった時点で、県において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を医療機関等に供給</li> <li>・ その後、県内で不足するおそれが生じていることを確認した場合は、国に対して国備蓄分の放出を要請</li> </ul>

# 対策項目⑩ 検査

## 県行動計画のポイント

- 検査の目的は、**患者等を診断し早期に治療につなげる**こと、**流行実態の把握**、患者等からの**感染拡大防止**であり、その適切な実施は、まん延防止のための適切な対策の検討・実施、**機動的な切り替えのための重要な要素**
- 必要な人が必要な時に迅速に検査にアクセスできることは、感染症発生後一定程度の時間が経過した段階において、まん延防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る
- 平時には機器や資材の確保、発生直後より検査の立ち上げ**、流行初期以降では病原体や検査の特性をふまえた**検査実施の方針の柔軟な変更**を行う

- 県独自**
- 実施可能なPCR検査法（コンベンショナルPCR検査法またはリアルタイムPCR検査法）を含む、協定締結検査機関等における検査実施能力の確保状況を把握する旨記載（**準備期**）
  - 市町が保健環境研究所等の検査機関等への検体搬送に係る搬送方法の整備として、運送事業者等との協定締結について記載（**準備期**）

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>JIHSや地方衛生研究所等のほか、医療機関、研究機関・民間検査機関および流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行い、<b>検査体制を整備</b>する</li> <li>検査体制を整備するために必要な<b>人材の育成</b>を進めるとともに、整備した検査体制について<b>訓練等で実効性を定期的に確認</b>し、適切に保健所設置自治体の予防計画に基づく<b>検査体制の見直し</b>を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の発生時には、JIHSによる検査方法の確立をふまえ、<b>検査方法の確立、検査体制が早期に整備</b>されることをめざす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、病原体の性状に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等をふまえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、県内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、<b>初動期からの状況変更等をふまえた対応</b>を行う</li> </ul>
<p>①検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>予防計画に基づく医療機関や民間検査機関等との検査の実施に関する協定（検査等措置協定）の締結</b></li> <li>有事に速やかに検査体制を拡大するための支援</li> <li><b>JIHSと地方衛生研究所等との連携強化</b>、民間検査機関等と一体となった検査体制の強化の支援</li> <li><b>検査物資の備蓄・確保</b>に向けた準備</li> <li>有事の際に検査の実施に関与する機関（検査関係機関等）との<b>連携体制の構築</b>、搬送方法の整備検討</li> <li>予防計画に基づく<b>検査実施能力の確保状況の情報の把握</b></li> </ul> <p>②訓練等による検査体制の維持および強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査関係機関等が参加する<b>訓練等の実施</b></li> <li>訓練等を活用した<b>地方衛生研究所等の検査体制の維持</b></li> </ul> <p>③研究開発支援策の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国およびJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の医療機関等を通じた臨床研究への積極的な協力</li> </ul>	<p>①検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国における検査試薬の開発および検査マニュアルの作成に合わせ、地方衛生研究所等に対し、検査体制を整備するよう要請、支援</li> <li>流行初期において検査を実施する協定締結検査機関を中心に、検査体制を整備するようあらかじめ周知・支援</li> <li>県内において検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、準備期に締結した協定に基づき、必要に応じて運送事業者等との調整を実施</li> </ul> <p>②検査の実施</p> <p>i) 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等が発生した旨の公表（感染症法上の位置づけ）まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>地方衛生研究所等において</b>、感染症指定医療機関や発熱外来を実施する協定締結医療機関、保健所が感染が疑われる患者から採取した検体の<b>確定検査を実施</b></li> <li>検査実施能力の確保状況の確認および検査実施数の確認</li> <li>検査方法が確立されていない場合は、必要に応じて国立感染症研究所や医療機関と連携の上、検査を実施</li> </ul> <p>ii) 流行初期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従前の対応に加え、<b>協定締結検査機関に対して、確定検査を実施を要請</b></li> </ul> <p>③研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国およびJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の医療機関等を通じた臨床研究への積極的な協力</li> </ul>	<p>①検査体制の拡充</p> <p>i) 流行初期以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方衛生研究所等や協定締結検査機関に対し、<b>予防計画や検査等措置協定に基づく検査の実施を要請</b></li> <li><b>検体数が増加した場合、核酸検出法以外の検査方法の併用や核酸検出法の実施対象となる検体を重症例等に限定するなど、実施体制を見直し</b></li> <li>予防計画に基づく<b>検査実施能力の確保状況の情報の確認</b>と、必要に応じた<b>検査体制の拡充の要請・支援</b></li> <li>必要に応じた運送事業者等との追加の協定等の締結、協定事業者の拡大の判断</li> <li>JIHSと協力し、県内外の検査体制に係る情報収集、必要に応じた検査体制の見直し</li> <li>検体採取を行う人員確保が困難な場合における歯科医師による検体採取体制の整備の検討</li> </ul> <p>②研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国およびJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の医療機関等を通じた臨床研究への積極的な協力</li> <li><b>より安全性が高い検査方法・検体採取方法</b>が新たに開発された場合、地方衛生研究所等や協定締結検査機関への当該検査方法の<b>速やかな普及</b></li> </ul> <p>③リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体は、病原体の性状や流行状況等に基づいた<b>リスク評価に基づく検査実施の方法の決定と段階的な見直し、県民等へ情報提供</b></li> <li>県は、感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、<b>県民生活の維持における検査の利活用の是非について、技術的な観点や県民生活および県民経済等の観点から検討し判断</b></li> </ul>

# 対策項目⑪ 保健

## 県行動計画のポイント

- 保健所設置自治体は、**地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施**し、住民の生命および健康を保護する必要がある
  - 保健所設置自治体が効果的な感染症対策を実施するため、感染症危機時の中核となる存在である**保健所および地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援等を行う**
  - 感染拡大時における業務負荷の急増に備え、保健所設置自治体は、**平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う**
- 県独自**
- 市町が自宅療養者等への支援を行うにあたって必要となる患者情報等について、県は、「自宅療養者等の個人情報に関する覚書」に基づき、市町からの求めに応じて提供を行う旨記載。**(対応期)**
  - 療養者支援相談窓口の設置等、民間事業者等への委託による保健所の業務効率化・負荷軽減を図る旨記載 **(対応期)**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>人材の育成や確保、研修や訓練の実施等により、<b>保健所および地方衛生研究所等の体制を整備する</b></li> <li>保健所設置自治体の本庁と保健所の役割分担や、業務量が急増した際の両者の連携と応援や支援の体制、関係する市町における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民が不安を感じ始める時期であることをふまえ、<b>有事体制への移行準備を迅速に行う</b></li> <li>国内発生を想定したリスクコミュニケーションにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防計画、健康危機対処計画、準備期に整理した役割分担・連携体制に基づき<b>有事体制に移行するとともに、保健所および地方衛生研究所等がそれぞれの役割を果たし、地域の関係機関が連携して対応すること</b>で、<b>住民の生命および健康を守る</b></li> <li>その際、<b>感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等</b>をふまえ<b>地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とする</b></li> </ul>
<p>①人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県において感染症対応が可能な人材の確保、応援および支援に関する体制を構築</li> <li>保健所において新型コロナウイルス等感染症等の流行開始から1か月間において想定される業務量に対応するため、予防計画における数値も目標をふまえ、保健所職員や全庁からの応援職員等、保健所の感染症有事体制を構築する人員を確保</li> </ul> <p>②BCPを含む体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体等は、流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数を毎年確認</li> <li><b>保健所設置自治体および保健所、地方衛生研究所等の業務に関するBCPを策定</b></li> </ul> <p>③研修・訓練等を通じた人材育成および連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体や保健所において感染症有事体制を構成する人員への年1回以上の研修・訓練を実施</li> <li>保健所設置自治体において<b>感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施</b></li> <li><b>三重県感染症対策連携協議会等を活用し、関係機関や専門職能団体との連携体制を構築、強化</b></li> <li>県は、必要に応じて総合調整権限を活用し、医療提供体制の確保について関係機関と確認</li> </ul> <p>④保健所および地方衛生研究所等の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所および地方衛生研究所等は、<b>健康危機対処計画に基づき準備を行うとともに、本庁を含む効率的な情報集約、柔軟な業務配分の仕組みを構築、交替要員を含めた人員体制を整備</b></li> <li>地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の維持</li> <li>感染症サーベイランスシステムを活用した各種感染症の流行状況の把握</li> </ul> <p>⑤DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体は、保健所および地方衛生研究所等と連携の上、訓練を実施し、各種システムの運用に関する課題を改善</li> </ul> <p>⑥地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体において有事に速やかに住民への情報提供・共有体制を構築するための検討を実施</li> <li>保健所設置自治体は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切に情報共有できるよう平時から配慮</li> </ul>	<p>①有事体制への移行準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体は、厚生労働大臣の公表に備え、<b>保健所および地方衛生研究所等における有事体制への移行準備状況の確認に加え、患者や濃厚接触者への対応、検査体制の立上げに向けた準備を実施</b></li> </ul> <p>②住民への情報提供・共有の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体において速やかに相談センターを整備し、有症状者等が必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知するとともに、国や県が設置する情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知等を通じ、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを開始</li> </ul> <p>③公表前に管内で感染が確認された場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体は、疑似症サーベイランス等により管内での疑似症患者の発生を把握した場合は、積極的疫学調査および検体採取を行うとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める</li> </ul>	<p>①有事体制への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体は、感染症有事体制へ移行し、体制の拡充および感染症対応業務を行う</li> <li>県は、業務の一元化等を通じて保健所設置市等を支援するとともに、必要に応じて総合調整・指示権限を行使</li> <li>県は、住民の理解の増進のために市町へ情報を共有</li> </ul> <p>②主な対応業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体は、保健所や地方衛生研究所等において、<b>相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察および生活支援、健康監視、リスクコミュニケーションを実施</b></li> </ul> <p>③感染状況に応じた取組</p> <p>i) 発生等の公表後おおむね1か月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体は、<b>有事体制への速やかな移行や検査体制の拡充</b>に加え、職員の応援要請やICTツールの活用等を通じた業務効率化を推進</li> </ul> <p>ii) 発生等の公表後おおむね1か月以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置自治体は、国が感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等をふまえて対応方針の変更を行った場合は、<b>地域の実情や業務負荷等をふまえて、検査体制等の見直し、感染症対応業務の見直しを適時適切に実施</b></li> <li>特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期において、保健所設置自治体は、国からの要請もふまえ、地域の実情に応じ、保健所および地方衛生研究所等の体制を縮小するとともに、住民に対する情報提供・共有を丁寧の実施</li> </ul>

# 対策項目⑫ 物資

## 県行動計画のポイント

- 医療機関をはじめとした必要な機関に、有事の際に必要な**感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成**
- 初動期、対応期においては、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、必要な**感染対策物資を確保**

**県独自** 国が定める5品目に加え、手指消毒液等の新型インフルエンザ等対策に必要な物資の備蓄を平時から行う旨を記載（**準備期**）

準備期	初動期～対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関における必要な<b>感染症対策物資等の備蓄を推進</b>するとともに、有事において関係事業者への生産要請や指示を円滑に実施するため、必要な体制を整備する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況を確認するとともに、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、必要な感染症対策物資を確保する</b></li> </ul>
<p>①感染症対策物資等の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>県、市町および指定（地方）公共機関は、それぞれの計画に基づき、新型インフルエンザ等発生時に必要な感染症対策物資等を備蓄・配置し、定期的に確認</b></li> <li>県は、個人防護具について、国が定める必要となる備蓄品目や備蓄水準をふまえて備蓄</li> </ul> <p>②医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>協定締結医療機関における、個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の備蓄を推進するほか、必要な備蓄・配置状況を確認</b></li> <li>協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する</li> <li>県はシステム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認</li> </ul>	<p>①感染症対策物資等の備蓄状況の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>システム等を利用して、協定締結医療機関における個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認</b></li> <li>その他の医療機関に対しても、医療機関内の適切な感染症対策物資等の備蓄・配置状況等の確認を要請</li> <li>長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性をふまえ、販売事業者等にあらかじめ計画的に発注するなどにより、必要量を安定的に確保するよう要請</li> </ul> <p>②不足物資の供給等適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等や国による生産事業者等への生産要請等をふまえてなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する地域や医療機関等に対し、<b>必要な個人防護具の配布を実施</b></li> </ul> <p>③感染症対策物資等が不足する場合等の生産事業者等への要請、支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策物資等の供給が不足している場合または今後不足するおそれがある場合、<b>事業者に対し売渡し、運送または配送、保管の要請、指示等を実施</b></li> </ul>

# 対策項目⑬ 県民生活および県民経済の安定の確保

## 県行動計画のポイント

- 新型インフルエンザ等発生時には、県民生活および社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があるため、県および市町は新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や県民等に必要な準備を行うことを勧奨する
- また、指定（地方）公共機関は業務計画の策定等、**事業継続のための準備**を行う
- 新型インフルエンザ等発生時には、事業者や県民等は、自ら事業継続や感染防止に努め、県および市町は、**県民生活および社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行う**

**県独自** 感染症の流行に便乗した悪質商法による被害等を防止するため、県民や市町、関係機関等からの情報をふまえ、必要に応じて注意喚起を行う旨記載（**初動期～対応期**）

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有事に<b>県民生活や社会経済活動の安定を確保できる</b>よう、<b>体制整備等</b>を行う</li> <li>• 有事の情報共有体制等の整備、業務継続計画策定等の事業継続に向けた準備等を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県内での<b>新型インフルエンザ等発生</b>に備え、<b>必要な対策の準備を開始</b>する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平時の準備をもとに、<b>県民生活や社会経済活動の安定を確保</b>する</li> <li>• 県および市町は、<b>生じた影響を緩和するため、必要な支援および対策</b>を行う</li> </ul>
<p><b>①情報共有体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は、関係部局間および県と市町との間で、情報共有体制を整備</li> <li>• 各部局は、所管する業の業界団体との間で、情報共有体制を整備</li> </ul> <p><b>②支援実施に係る仕組みの整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県および市町は、行政手続、交付金の交付・給付について、DXを推進</li> </ul> <p><b>③新型インフルエンザ等発生時の事業継続に向けた準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を勧奨</li> <li>• 指定（地方）公共機関は業務計画の策定等必要な準備を実施</li> <li>• 県は、事業者に対し、柔軟な勤務形態等の導入準備を勧奨</li> </ul> <p><b>④緊急物資運送等の体制整備</b></p> <p><b>⑤物資および資材の備蓄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県、市町および指定（地方）公共機関は感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄</li> <li>• 県および市町は、事業者や県民にマスク等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を勧奨</li> </ul> <p><b>⑥生活支援を要する者への支援の準備</b></p> <p><b>⑦火葬能力等の把握や火葬体制の整備</b></p>	<p><b>①事業継続に向けた準備等の要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は、必要に応じて事業者に対し、事業継続のための感染対策の準備を要請</li> <li>• 県は、職員の健康管理の徹底、テレワーク等の推進に係る準備等を実施</li> <li>• 指定（地方）公共機関等は県と連携し、事業継続に向けた準備を実施</li> </ul> <p><b>②生活関連物資等の安定供給に関する県民等、事業者への呼び掛け</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は県民等に対し、生活関連物資等の購入にあたって、適切な行動をとるよう呼び掛け</li> <li>• 県は事業者に対し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占めおよび売惜しみを生じさせないよう要請</li> </ul> <p><b>③遺体の火葬・安置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請</li> </ul>	<p><b>県民生活の安定を対象としたもの</b></p> <p><b>①生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への呼び掛け</b></p> <p><b>②心身への影響に関する施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県および市町は、県民の心身への影響を考慮し必要な施策を講じる</li> </ul> <p><b>③生活支援を要する者への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は市町に対し、必要に応じ、高齢者や障がい者等の要配慮者等に生活支援等を行うよう要請</li> </ul> <p><b>④教育および学びの継続に関する支援</b></p> <p><b>⑤サービス水準の低下に係る県民への周知</b></p> <p><b>⑥犯罪の予防・取締り</b></p> <p><b>⑦物資の売渡しの要請等</b></p> <p><b>⑧生活関連物資等の価格の安定等</b></p> <p><b>⑨埋葬・火葬の特例等</b></p>
		<p><b>社会経済活動の安定の確保を対象としたもの</b></p> <p><b>①事業継続に関する事業者への要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は、県内の事業者に対し事業継続に資する情報提供を行い、感染対策の実施を要請</li> <li>• 県は、職員の健康管理の徹底、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進を実施</li> <li>• 指定（地方）公共機関等は業務計画に基づき、必要な措置を開始</li> </ul> <p><b>②事業者に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県および市町は、影響を受けた事業者への支援を、公平性にも留意し、実施</li> </ul> <p><b>③県、市町および指定（地方）公共機関による県民生活および県民経済の安定に関する措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水、電気およびガス等の安定的な供給の確保や緊急物資の運送等</li> </ul>
		<p><b>県民生活および社会経済活動の両方の安定の確保を対象としたもの</b></p> <p><b>①雇用への影響に関する支援</b></p> <p><b>②県民生活および社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は、具体的に記載した各支援策に加えて、その他の生じた影響について必要に応じ、支援を実施</li> </ul>

# 令和6年度第1回三重県感染症対策連携協議会における意見等をふまえた県の対応方針

## ○三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（骨子案）等に対するご意見

委員からのご意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナ対応において、ECMOや人工呼吸器を必要とする重症患者や、中等症の患者の受入れ等、病院間の役割分担が重要であったことをふまえ、本計画の策定にあたっては、地域の役割分担を整理し、限られた医療資源をどのように活用するのかふみ込んで記載すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、感染症予防計画に基づき、医療措置協定の締結状況等もふまえながら、連携の検討を行うこととしています。</li> <li>具体的には、各地域で実施予定の会議等において、医療措置協定の締結状況に基づく地域の現状や役割分担の案等をお示しさせていただき、ご意見をいただきたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>政府行動計画は理想的・総論的に記載されており、具体的にどう対応するか不明確であるため、県行動計画では、より実効性に近づけることができるよう具体的に記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府行動計画において記載のない内容について、県で独自に具体化し記載しています。                      (例1) 海外等で新型インフルエンザ等発生し、本県への影響が差し迫っている場合に、緊急的に協議を実施する旨記載（中間案 P.49 (2) 2-1③）                      (例2) 新型インフルエンザ等の発生も見据え、定点医療機関の協力のもと、陽性率等も同時に評価できる急性呼吸器サーベイランスを実施する旨記載（中間案 P.66 (2) 1-2①）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>新興感染症が実際に発生した際に、より少人数でどう対応すべきか検討し、方向性を決定する場を設けた後、三重県感染症対策連携協議会で議論を行うなど、発生当初における意思決定の体制について今から議論しておくべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いただいたご意見をふまえ、海外等で新型インフルエンザ等が発生し、本県への影響が差し迫っている場合に、県医師会や県病院協会の代表者、感染症の専門家等の関係者との協議を緊急的に実施する旨を記載しました。（中間案 P.49 (2) 2-1③）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集・共有について、新型コロナ対応ではFAXを使用するなど非効率であったことをふまえ、特に医療機関と保健所との間や、医療機関間における患者情報の共有については、有事にすぐさま活用できるよう、システムを活用した共有方法をあらかじめ県独自に検討しておくべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応時においては、確保病床のベッドコントロールや患者情報の管理を目的とした「みえ入院調整支援システム」や、後方支援医療機関への転院調整を支援する「転院調整支援システム」等を県独自に立ち上げ、活用してきたところです。</li> <li>県としては、新型インフルエンザ等の発生時にこれまで活用してきたシステムを迅速に立ち上げることができるよう、平時から必要な準備を進めます。                      (中間案 P.108 (2) 1-4)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療DXに関しては、ある程度全国共通進めていく必要があると思うが、国の動向を待っているだけでは進まないため、三重県の現状や医療資源の把握を新興感染症発生時に議論することにならないよう、平時から検討しておく必要があるのではないか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナ対応において、感染症の専門人材の活躍は非常に大きかったが、感染管理認定看護師の育成はハードルが高いため、独自に認定する制度を設けるなど、人づくりにおける平時からの議論が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新興感染症対応にあたっては、感染症対応が可能な人材の育成は非常に重要であるとと考えています。</li> <li>県としては、今年度から医療従事者等向けの新興感染症対応にかかる研修を実施することとしており、感染症対応に通じた人材の育成を図っていきたくと考えています。</li> </ul>

# 次期三重県新型コロナウイルス等対策行動計画の中間案について

## 今後のスケジュールについて

令和6年	本日	第2回三重県感染症対策連携協議会（中間案）
	12月9日	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）
	12月中旬～	パブリックコメントの実施（1か月程度）
令和7年	2月中下旬	第3回三重県感染症対策連携協議会（最終案）
	3月上旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）

## ご協議いただきたい事項

- 事務局案として提示した次期三重県新型コロナウイルス等対策行動計画（中間案）※について、充実すべき記載等、ご意見・ご協議いただきたい。

※資料1 - 2をご確認ください。